

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本方針

基本理念である、「市民が互いに支え合い、がんになっても安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のために、以下の3つの基本方針に沿って、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。

1 がんの予防と早期発見の推進

がんに関する正しい知識の普及及び受動喫煙の防止と禁煙をはじめとしたがんを予防するための取組を推進します。また、がん検診の受診率の向上及び精度管理によるがんの早期発見を推進します。

2 がん医療の充実と療養生活の質の向上

在宅医療の推進等がん医療の充実を図るとともに、がんと診断されたときからの緩和ケアの実施等がん患者及び家族の療養生活の質を向上するよう取組を推進します。

3 がん患者等の支援の充実

がん患者とその家族の様々な不安や苦痛を和らげるよう、相談支援を進めていくとともに、状況に応じた情報提供を行う体制の強化を図ります。また、市内事業所等との連携により働く世代へのがん対策を実施します。

本市においては、3人に1人ががんで亡くなり、年齢によっては亡くなる人の約50%のがんであるという状況です。しかしながら、様々な研究により、がんの原因が明らかにされつつあり、喫煙や飲酒、不適切な食事等日常の生活習慣の見直しや感染症への対策により予防できるがんもあることがわかってきました。また、がんにかかっても早期の段階で発見し適切な治療を受けると5年相対生存率が高く、がんによる死亡数を減らすことが可能であるため、定期的ながん検診を受診することも重要です。

そこで、まずはがんにかからないこと、そしてがんにかかったとしても早期に発見することを目指し、「がんの予防と早期発見の推進」を基本方針の1として掲げるものです。

また、がんの罹患率は、高齢になるほど高くなるため、本市においても高齢化の進行により、がんの罹患者が増加することが想定されます。がんと診断されたときからの緩和ケアや、住み慣れた家庭や地域で療養生活を送るための、在宅医療を推進することが重要であることから、「がん医療の充実と療養生活の質の向上」を基本方針の2として掲げます。

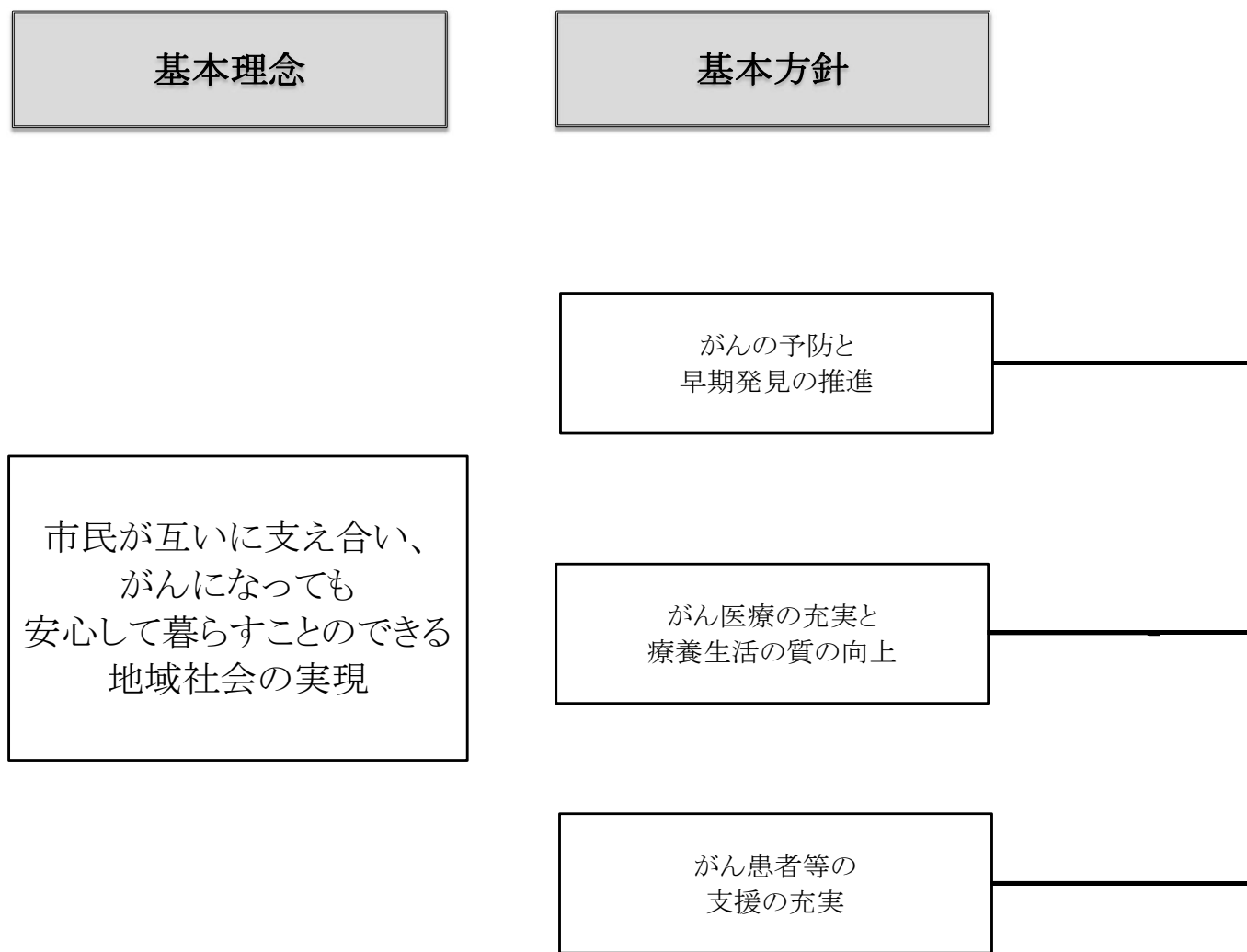
がん患者及びその家族は、病気及び治療等により生じる身体的な苦痛のほか、病状や療養生活、将来に対する不安等の精神的な苦痛、治療費や就労継続の難しさ、それらに伴う収入の減少等の社会的な苦痛等、様々な苦痛や悩みを抱えています。これらの苦痛が少しでも軽減され、納得できる治療法や、自身の生活、生き方に係る選択を、適切な情報や助言のもと、主体的に行えることが最も重要であり、がんと診断されてもその人らしい生活を送ることにつながります。また、がんと診断されてもその人らしい生活を送るためには、保健医療関係者のみならず、がん患者及びその家族を取り巻く全ての人々の理解が必要不可欠になることから、「がん患者等の支援の充実」を基本方針の3として掲げます。

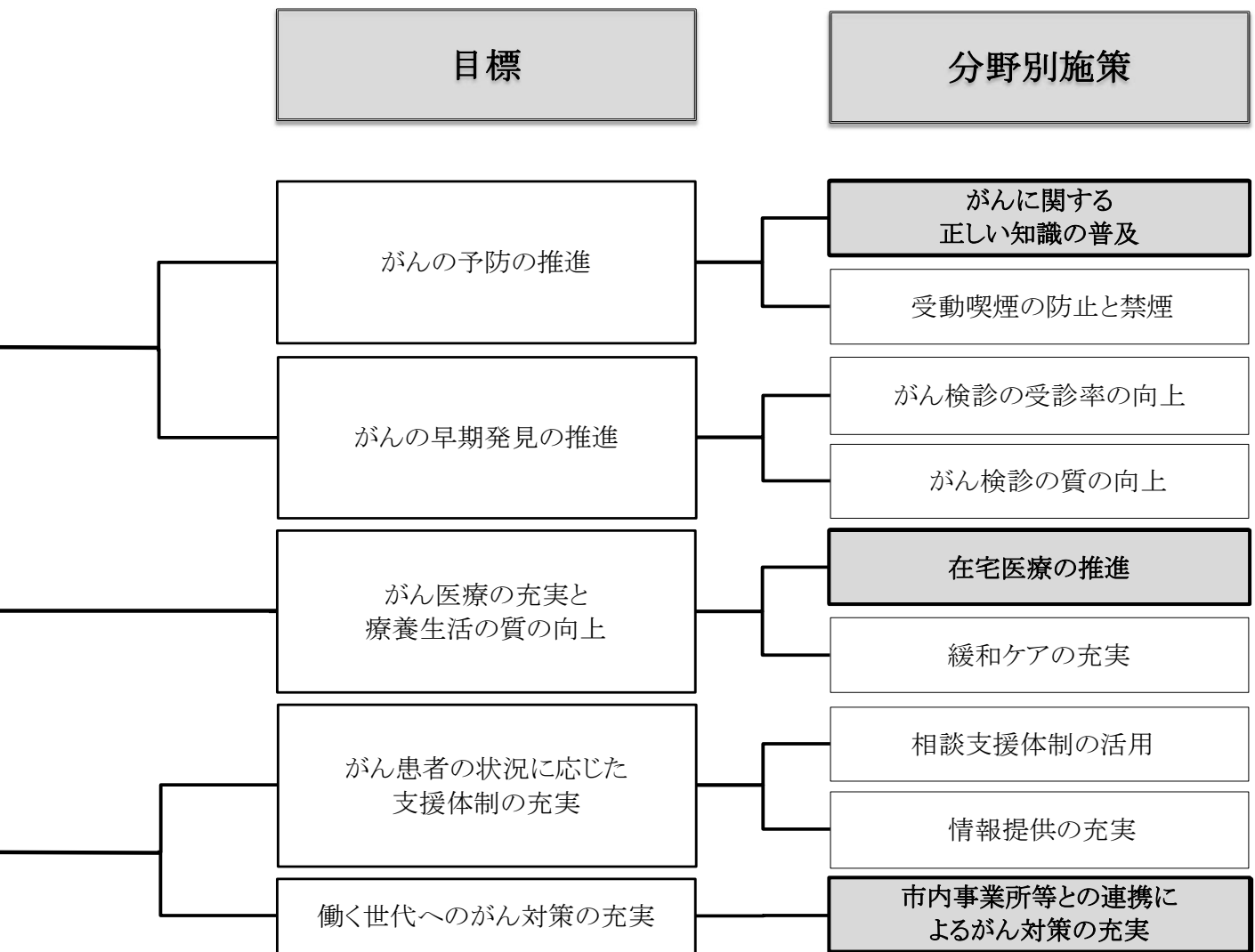
2. 施策の体系図

本計画は、基本方針に沿って、目標及び分野別施策を掲げています。

分野別施策として掲げた項目に広く関わる3つの施策を、重点的な取組として掲げ、これらを中心に積極的な施策の展開を図ります。

図 37 施策の体系図





※太枠で囲まれている分野別施策は重点的な取組を表します。

3. 重点的な取組

重点的な取組 1 がんに関する正しい知識の普及

市民一人ひとりが自らの健康を管理し、がんを予防することは、自身が望む、その人らしい生活を送る上で重要であるとともに、がん^がに罹患するリスクを減らすことにつながります。

しかしながら、「さいたま市健康についての調査結果報告書(平成 24 年度)」から、多量飲酒者の割合が増えていること、家庭や職場、飲食店等において受動喫煙の機会があることや、国民健康・栄養調査の結果から、市民の食塩摂取量が国の平均値より多いこと等、今後更に改善することが望ましい生活習慣の現状が明らかとなっています。

市民一人ひとりが主体的にがんの予防に向けた取組を実践するには、禁煙、節酒、バランスのとれた食事、運動等適切な生活習慣及び感染予防の知識及び重要性について理解することが大切であり、生活習慣を自ら選択する機会が生じると考えられる児童及び生徒のときから普及啓発する必要があります。

また、がん^がに罹患にしても、早期に発見し、早期に治療につなげることで、がんによる死亡を減らすことが可能になってきており、がん検診の方法やその重要性を市民が理解し、受診をする行動をとることが重要です。また、仕事で忙しくても、がん検診を受診できるよう、従業員だけでなく、事業者にもその重要性について啓発する必要があります。

2 人に 1 人ががんになる現状から、年代や罹患の有無に関わらず、がんに関する知識やがん患者に対する理解を深めていくことが重要であり、がんに関する正しい知識の普及を重点的な取組として掲げます。

重点的な取組 2 在宅医療の推進

がんには様々な治療方法がある中で、住み慣れた地域で在宅療養を選択する患者もいます。がん患者ががんと診断されてから、高度専門的な治療を受ける病院であっても、住み慣れた地域であっても安心して療養生活を送るためには、切れ目のない支援が必要です。更に、がん患者及びその家族は、がん自体に起因する痛み、がん治療に伴って生じる痛み、体力の消耗や衰弱によって生じる痛み、がんとは直接関係のない痛み等様々な痛みを感じており、これらの痛みに対しても入院、外来、在宅療養等の場を問わず様々な場面で、つらさを和らげる医療やケアが切れ目なく行われる必要があります。

また、がんの進行度によっては、急速に状態が悪化することもあり、この変化に対して迅速な対応が求められています。

一方でがん患者が働きながら治療をすることに対するニーズは今後高まっていくことが予想され、保健医療関係者、事業所及び産業保健に関する相談機関等が連携し、治療と仕事の両立に向け

た支援をすることが重要です。

在宅での療養には医療や介護に関わる専門スタッフの支援が必要です。しかし、地域で在宅療養を支える現場からは、在宅医療スタッフや介護スタッフの技能向上、看取り等の研修機会が少ないことが指摘されており、今後スキルアップの機会やネットワーク構築の場を設けていくことが望まれます。

このように限られた社会資源ではありますが、がん患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送るために、切れ目のない支援が提供できることが必要であり、在宅医療の推進を重点的な取組として掲げます。

重点的な取組 3 市内事業所等との連携によるがん対策の充実

がん患者とその家族の中には、就労を含めた社会的な問題に直面している方も多く存在しています。「厚生労働省 治療と就労の両立に関するアンケート調査結果報告書(平成 24 年度)」によると、がんにかかった方の一部は、就労することが可能で、かつ継続就労を希望しているにもかかわらず、職場から退職を勧告されたり、解雇されたりと、がんにかかったことで働き続けることが困難な場合があるとされています。

がんの5年相対生存率が上昇している現在、私たちはがんと診断された後も「自分らしさと尊厳」を持って、がんと向き合って生活していく時代を迎えています。がん患者が退職することなく治療を継続することができる、又は治療後に復帰することができることは、社会とのつながりを維持し、経済的負担及び生きがいの喪失等の苦痛の軽減につながります。

がん患者の治療と就労の両立の実現には、がん患者が保健医療関係者と協力して体調を整えらるとともに、事業所と勤務形態や業務内容等を調整する必要があることから、事業所の理解及び協力が不可欠です。

また、職場で一体となってがん患者が働きやすい風土づくりをするためには、事業所ががん患者の勤務に柔軟に対応するほか、職場の他のスタッフへの対応が必要になることがあり、状況に応じて事業所が産業保健スタッフの支援を受けることも重要です。

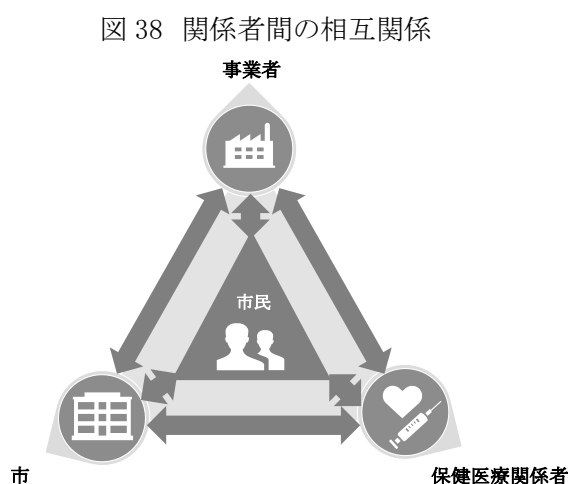
このような状況を踏まえ、がん患者が働きながら治療や療養ができる環境づくりや、家族ががんになった場合でも働き続けられるような環境づくりが必要であることから、市内事業所等との連携によるがん対策の充実を重点的な取組として掲げます。

4. 計画の推進に向けて

4-1. 全体の俯瞰図

がん対策の推進に当たっては、市条例にも規定されているとおり、「市民」、「事業者」、「保健医療関係者」、「市」が互いに理解し合いながら、それぞれの役割を担っていく必要があります。

各関係者の利害が相反する場合がありますが、本計画の基本理念である「市民が互いに支え合い、がんになっても安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のためには、同じ立場で議論・協働することが重要です(図 38 関係者間の相互関係)。



4-2. 市民の役割

医療の受け手としてだけでなく、がんに関する知識を正しく理解し、がんの予防に自主的に取り組みます。また、がんにかかった場合には保健医療関係者とコミュニケーションをとりながら治療を進めます。

4-3. 事業者の役割

従業員の健康保持増進に努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力します。また、従業員本人又はその家族ががんにかかった場合は、安心して治療・療養し、又は看護・介護することができるように職場環境の整備に努めます。

4-4. 保健医療関係者の役割

がんに関する情報の提供やがん検診の実施等市が実施するがん対策に関する施策に協力します。また、がん患者の置かれている状況を認識し、良質かつ適切ながん医療を提供するよう努めます。

4-5. 市の役割

国、埼玉県、保健医療関係者、事業者等と連携を図り、市民ががんを予防し、またがんと診断されても主体的に生き方を選択し住み慣れた地域で生活することができるような施策等を実施するよう努めます。